

## 倫理法・倫理規程セルフチェックシート (課長補佐級以上職員用⑦ 解答・解説)

答え合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説などもご参考ください。

番号	正解	解説
1	×	<p>本問の規定は倫理規程に定められた倫理行動規準の一つです(倫理規程第1条第5号)。倫理行動規準は職員の心構えを定めた訓示規定とされており、本規定違反ということのみによって懲戒処分に付されることはありません。もっとも、本規定に反する行動が国家公務員法上の信用失墜行為等に当たれば、そのことをもって懲戒処分等に付されることはあり得ますので、懲戒処分に付されることはないというのは誤りです。</p> <p>なお、そもそも、倫理行動規準は職員が常に認識すべき行動の規準であるので、懲戒処分等に付されるか否かということに関わらず、その内容については、常に御留意いただくようお願いします。</p>
2	×	<p>下請企業Bの従業員も、「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」(倫理法第2条第6項)として利害関係者とみなされる場合があります。利害関係者から供応接待を受けることは禁止されていますので(倫理規程第3条第1項第6号)、下請企業Bの従業員から供応接待を受けることは、問題ないとは言いきれません。</p>
3	○	<p>自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、本問のように費用負担額が自己の飲食費用に足りなかった場合は、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に当たります。</p> <p>相手方が費用を多く負担している事実を職員が知らなかつたとしても、倫理規程の禁止行為から外れるわけではありませんので、利害関係者と共に飲食をする際は、領収書などで飲食費の総額の確認するなど、自己の飲食費を確実に支払うよう注意が必要です。</p>
4	×	<p>利害関係者から金銭の貸付けを受けることは、通常一般の利子を支払う場合でも禁止されていますが、銀行業、信託業、貸金業等を営んでいる事業者が業として行う貸付けについては、通常一般の利子を支払う場合であれば認められます(倫理規程第3条第1項第2号)。</p>
5	○	<p>利害関係者の費用負担によらず利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは倫理監督官へ事前に届け出なければならないとされていますが、多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食については、この届出は不要とされています(倫理規程第8条)。この場合、この「多数の者」については、20名程度以上であればよいとされています。</p>

番号	正解	解説
6	<input checked="" type="radio"/>	<p>職員が依頼を受けて講師を務める場合等において先方から実費相当額の旅費を受けることは、倫理規程第3条第1項第1号により禁止されている利害関係者からの金銭の贈与を受けることには当たりません。</p> <p>なお、「実費相当額」とは、国家公務員等の旅費に関する法律の基準による額を目安としています。</p>
7	<input type="checkbox"/>	<p>贈与等報告書の提出は贈与等を受領した時に本省課長補佐級以上の職員であった場合に対象となります。四半期の期間の全てを通じて本省課長補佐級以上の職員であった場合に限定されません。</p>
8	<input type="checkbox"/>	<p>利害関係者でない事業者等から支払を受けた報酬については、現在又は過去の職務に關係する事項に関する原稿料等について、贈与等報告書の提出が必要となります（倫理規程第11条第1項第2号）。本問では、原稿が出向先地方公共団体の業務に関するものであり、国家公務員としての現在又は過去の職務に関するものではないので、贈与等報告書の提出は必要ありません。</p>
9	<input checked="" type="radio"/>	<p>管理職の職員は、部下が倫理法・倫理規程違反をしたことについて黙認してはならないとされています（倫理規程第7条第3項）。</p> <p>本問のような場合には、部下に指導するとともに速やかに倫理監督官に報告するなど、何らかの対応をしなければなりません。</p>
10	<input checked="" type="radio"/>	<p>現在、全ての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、多くの府省等では弁護士等による外部窓口も併せて設置しています。</p> <p>各府省等及び倫理審査会では、メールや郵送等で国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報は窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されることとなっています。</p> <p>※ 倫理審査会への相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。</p>